

わたしたちのまち鎌倉を美しく

一人ひとりがつくる美しいまち

鎌倉を美しく保つため、市民の皆さんのご協力を！

散乱ごみや落書き防止への取り組みは市民や事業者の皆さんとの連携・協力が必要です。鎌倉市ではクリーンかまくら条例に基づき、第2次まち美化行動計画を策定し、市、市民、事業者、観光などで訪れる人が行うことを具体的に示しました。

また、まちの美観と景観を守るため、落書き防止条例に基づき、落書きのないまちづくり行動計画を策定し、市や警察・公共交通機関などの関係機関と市民や自治・町内会などが行うことを具体的に示しました。



市民の皆さんにお願いします

自治・町内会の毎月の統一クリーンデーなど、クリーン活動に積極的な参加をお願いします。

自宅周辺の門掃きの励行をお願いします。

道路などで不法投棄物を発見したときは、市にご連絡をお願いします。

ごみ出しのマナーを守り、クリーンステーションの周囲を清潔に保つようお願いします。

道路や河川の清掃、除草など、さまざまな**アダプト・プログラム**の取り組みをお願いします。

外出先では、ごみの持ち帰りをお願いします。

自動販売機で買った空き缶などは回収容器に入れ、ポイ捨てをしないようお願いします。

道路・公園・海岸等屋外の公共の場所では、喫煙所以外で喫煙しないようお願いします。

所有・管理している土地に、ごみを散乱させたり雑草が繁茂することがないように、管理をお願いします。

アダプト・プログラム

「アダプト」とは「養子にする」ことを意味し、ボランティアとなる地域住民や企業が、道路や公園、海岸など一定の公共の場所を子どもに見立て、定期的に清掃することで、地域を大切に慈しんでいこう、ということから名づけられた制度です。

市では、実施団体に清掃用具の支援や事故見舞金を支給します。



市では

地域の美化活動についてのチラシを市施設に配置したり、市のホームページに掲載するなど、団体のまち美化情報を発信します。情報をお寄せください。

不法投棄物発見の通報等があったときは、警察等関係機関と協議し、速やかに回収等の処理を行います。

クリーン活動の際に、必要なゴミ袋、トング等を支援します。



鎌倉市路上喫煙の防止に関する条例が平成21年4月施行されました。

市内の道路、公園、広場など、屋外の公共の場所では喫煙をしないようお願いします。

